

建築審査会審議概要

会議名		令和８年度第２回札幌市建築審査会
開催日時		令和８年７月２１日(火) 午後１時３０分～午後３時００分
開催場所		Web会議形式
出席者	委員	森会長、池田委員、田島委員、道尾委員
	事務局	都) 建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員１名
	説明員	都) 建築指導部管理課指導係長、係員２名
審議結果		議案第１号及び議案第２号について「同意」
議事概要		○：委員の発言 ●：説明員の発言 (1)議案第１号 第一種低層住居専用地域の高さの限度を超える校舎を学校の敷地内に増築したい旨の許可申請（建築基準法第５５条第４項第２号） 【主な質疑応答】 ○既存校舎との接続部に段差はあるか。また、新設校舎のみ高さが１２ｍを超えるのはなぜか。 ●既存校舎との接続部に段差はない。新設校舎側の地盤が低いため、既存校舎の床と高さを揃えた場合、高さの算定上、新設校舎のみ地盤面からの高さが１２ｍを超える。 ○今後の生徒数推移に対して増設する教室数で足りるのか。 ●令和１０年に生徒数がピークとなる見込みだが、増設する教室数で対応できていると考えている。 ○将来、既存校舎の老朽化による建替えが考えられるが、新設校舎を残して建替えできるのか。 ●新設校舎は渡り廊下で接続されており、それぞれの建築物が構造的に独立しているため、既存校舎のみ建替えることができる。 (2)議案第２号 第二種低層住居専用地域において、用途の制限を超える郵便局を新築

したい旨の許可申請（建築基準法第48条第2項ただし書）

【主な質疑応答】

○意見の聴取会において、路上駐車が懸念されている。今回の郵便局の対象エリアが徒歩圏であることや周辺環境を踏まえ、路上駐車へどのように対応するのか。

●同規模の郵便局では駐車場が通常2台分であるが、今回は4台分を整備するため、現状より改善され则认为している。

○駐車場に車止めを設けているか。また、隣接建物の階段と近接する部分に駐車場を設けるが、接触事故の対策は考えられているか。

●車止めを設ける計画である。接触事故への対応は、事業者より張り紙等での対応を考えていると聞いているが、今後の運用で検討することであるとする。

(3)報告事項（包括同意基準に基づき許可した案件の報告）

道路内の建築制限に係る包括同意基準に基づく許可（建築基準法第44条第1項第2号）

【主な質疑応答】

○3社のバス停留所のうち、バス停留所上屋へ集約されない停留所があるのはなぜか。

●上屋の維持管理会社と契約していないバス事業者の停留所が集約されずに残る。ただし、集約されないバス停留所の利用者が上屋を利用できる旨の案内表示をすることで利便性に配慮している。

(4)報告事項

公開空地の活用に係る総合設計制度の変更等

【主な質疑応答】

○イベント開催の情報は、普段から公開空地を利用している利用者どのように周知されるのか。そのような利用者が突然利用できない

	ことがないよう、公共性を担保するためにもイベント情報の掲示や周知が重要である。 ●ご意見として受け止め、今後の改善につなげていきたい。 ○情報周知により、アクティビティが円滑に行われることを期待する。また、札幌市中心部では公開空地が増えてきているため、それぞれの公開空地の情報を連携し、利用者の選択肢が広がることを期待する。 以上
連絡先	札幌市都市局建築指導部管理課（制度担当） 電話番号：011-211-2859